

関係各位

東京大学地震研究所長

古村 孝志

令和9(2027)年度国際室外国人客員教員の推薦公募について(依頼)

このことについて、下記の通り推薦公募をいたしますので、関係の研究者へ周知方ご配慮くださるようよろしくお願いいたします。

記

1. 推薦者の資格： 日本国内の大学または国・公立研究機関に所属する教授、准教授、もしくはこれらに準ずる研究者
2. 被推薦者の資格と人数： 外国在住の教授、准教授、助教、博士号取得後研究者またはこれらに相当する研究歴を有する研究者 若干名
3. 滞在期間： 2027年4月1日以降より、3~6か月程度
4. 研究分野： 地震・火山および関連諸分野
5. 推薦締切： 2026年9月1日(火) 必着
申請にあたり、地震研究所国際地震・火山研究推進室(国際室)にご連絡ください。
招聘外国人教員の滞在場所及び期間等についてご案内します。
6. 提出書類：

・応募用紙(様式1:推薦者が記入のこと)	1部
・被推薦者の履歴書	1部
・被推薦者の業績リスト	1部
・被推薦者の研究歴(英語で300-500語程度)	1部
・被推薦者の地震研究所滞在期間の研究計画(英語で300-500語程度)	1部
・被推薦者の希望滞在期間及び事前連絡の状況	1部
7. 宛先および問合せ先： 〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1
東京大学地震研究所 国際地震・火山研究推進室
Tel. 03-5841-0792 電子メール：intl-office@eri.u-tokyo.ac.jp
8. 注意事項： 件名を「国際室外国人客員教員推薦応募」とした電子メールに、提出書類を添付し、上記のアドレスに送付してください。

9. 選考方法： 地震研究所国際地震・火山研究推進室、共同利用委員会による選考及び教授会での議を経て、所長が採否を決定します。

10. 採否の決定通知： 2026年12月初旬頃に書面または電子メールにより通知します。

11. 個人情報の取り扱いについて：

(1) 東京大学地震研究所（以下、本研究所という）は、取得した個人情報を、国際室外国人客員教員事業の適正な遂行のために利用します。上記利用目的には、当該事業の実績報告書における所属機関、職名、氏名等の掲載や、国の機関等における閲覧用の公開を含みます。

(2) 本研究所は、取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律第18条第3項各号に定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、同法第27条第1項各号に定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者への提供はいたしません。

参考：[個人情報の保護に関する法律](#)

(3) 本研究所は、取得した個人情報について、本人から開示、内容の訂正、利用停止、消去等の請求があった場合には、本学の個人情報開示等に関する規則の定めるところにより、速やかに対応します。

東 京 大 学 地 震 研 究 所
国 際 室 外 国 人 客 員 教 員 に つ い て

東京大学地震研究所「国際地震・火山研究推進室（国際室）」では、地震・火山および関連する諸分野の国際的な研究を推進する事業を実施し、このため海外からの先端的な研究者を毎年若干名、招聘しております。

詳細は下記の通りです。なお、外国人研究者からの直接申請も受け付けております。詳細については、以下をご覧ください。

<https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/en/international/for-researchers/long-term-visiting-program/>

その他、ご不明な点は本研究所国際室まで照会願います。

記

1. 本公募は、教授、准教授、助教、博士号取得後研究者もしくはそれらに相当する研究歴を有する研究者を外国人客員教員として招聘し、推薦者及び地震研究所教員と研究グループを構成して、本研究所を拠点とする中長期的共同研究を実施するためのプログラムです。
2. 申請にあたっては、地震研究所教員、被推薦者及び推薦者の間で、研究計画に関する事前協議を7月中旬までに必ず行ってください。共同研究者となる地震研究所教員の選定にあたり支援が必要な場合は、本研究所国際室までご連絡ください。適切な教員をご紹介します。採択後は、推薦者が中心となり、外国人客員教員及び地震研究所教員との共同研究を推進してください。
3. 推薦者は、外国人客員教員及び地震研究所教員と研究グループを構成し、地震研究所共同利用「一般共同研究」を申請することができます。採択された場合には、以下の旅費や共同研究費の支援を受けることができます。審査にあたって本プログラムとの連携を考慮します。
 - (1) 推薦者が外国人客員教員との共同研究のために来所するための旅費
 - (2) 推薦者と外国人客員教員が共同で野外観測・実験等を実施するための旅費及び共同研究費
4. 外国人客員教員の待遇は以下のとおりとします。予め、被推薦者にもお知らせください。
 - (1) 共同研究の遂行に必要な、所属機関所在地—東京間の往復航空券を支給します。
 - (2) 滞在期間に応じて、所定の滞在費を支給します。なお、雇用を希望する場合は、事前に国際室までお問い合わせください。
 - (3) 研究室の提供その他、研究活動に必要な便宜を図ります。
5. 採択結果は、推薦者並びに被推薦者に通知します。
6. 研究成果は地震研究所年報に掲載するとともに、滞在期間中又は終了後に本研究所の談話会等にて講演を行ってください。

以上